



松山市商店街空き店舗 出店利子補助事業のご案内

< 給付対象者 >

中央商店街の空き店舗を賃借し、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに営業を開始する事業者であって、次に掲げる要件全てを満たすもの。

- (1) 令和8年度松山市商店街空き店舗出店促進事業奨励金の交付決定を受けていること
- (2) 金融機関から令和9年3月31日までに融資を受けていること

< 利子補給補助額 >

給付限度額：5万円（年額） 対象期間：2年間

申請
の
流
れ

① 松山市商店街出店奨励金を申請

松山市商店街出店奨励金の詳細はこちらから →



② 申請予定届を提出

(添付書類)金銭消費貸借契約書の写し

③ 対象となる利子を支払い後、交付申請書を提出

(添付書類)支払利息証明書

申請書類は、松山市ホームページからダウンロードできます →

